

自転車加害となる交通事故防止について

12月19日（火）

本日の6時間目に生徒会の三役選挙が行われました。昨年度から責任者をつけず、立候補者一人での選挙運動です。一昨年までは立会演説会の原稿も責任者と相談しながら作っていましたが、昨年度からは一人で考え、壇上でも一人で演説を行います。緊張もすると思いますが、貴重な経験となります。



月曜日の朝のニュースで、「自転車によるひき逃げ事件」として警察が捜査しているというニュースが流れました。自転車の乗られた女性の横を左側から追い抜いた自転車にびっくりされた女性は転倒されました。転倒した女性は軽傷ですが、追い抜いた自転車はそのまま立ち去ったということで、「ひき逃げ」となったようです。実際に女性と追い抜いた自転車は接触していないようですが、「立ち去った」ことが違反行為になったようです。生徒の登下校に限らず起こりうるケースです。

記憶にある方もいらっしゃると思いますが、3年前の12月に川崎市で電動自転車と歩行者がぶつかり、その後歩行者が死亡する事故がありました。警察は重過失致死の疑いで、電動自転車の女子大学生（当時20歳）を書類送検しました。女子大生は、運転中にスマートフォンを操作していたとみられ、この行為が重大な過失に当たると判断しました。

女子学生は運転中にスマホを操作、前方不注意で女性を死なせた疑いが持たれています。女子学生は当時、左耳にイヤホンをつけ、左手にスマホを、右手には飲み物を持っていました。歩道の左から来た女性を発見するのが遅れたとみられ、女子学生は「ぶつかるまで気付かなかった」と話しているそうです。

また、同じ年に横浜市では、無職の女性（79歳）が、市内に住む中学3年の男子生徒の自転車にはねられ、女性は搬送先の病院で間もなく死亡しました。2件ともにとっても悲しい事故です。

4年前の10月、兵庫県では、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車保険の加入が義務付けられました。条例が施行された当時は、ニュース等にもなりましたが、数年が経ち意識が薄れてきている感じがします。

平成20年に神戸市で当時小学校5年生だった児童が起こした自転車事故は、67歳の女性が意識不明となりました。裁判では児童の母親に対して9521万円の支払いが命じられています。高額な賠償となった9500万円の内訳は、(1) 将来の介護費約3940万円、(2) 事故で得ることのできなかつた逸失利益約2190万円、(3) けがの後遺症に対する慰謝料2800万円などとなっていたようです。

今回の事故は2件とも死亡事故です。更に高額な賠償が命ぜられる可能性もあります。交

通ルールを遵守することは言うまでもありませんが、通学に使用している自転車は自転車保険に加入されているか、また、保険の期限が切れていないかを確認してください。

日本サイクリング協会は、「ルールやマナー無視をなくすことが最も必要。『自転車は危険なんだ。』と自転車に乗る全ての人が認識しないといけない。」と話されています。

自転車は、道路交通法により軽車両に分類されますので、歩行者と事故を起こした場合は交通事故扱いとなり、人身事故、つまり相手に被害を与えた場合は刑事責任も発生します。

車を運転していると、子ども、大人を問わず自転車に乗ってスマホを操作したり、イヤホンを使用している姿を目にします。「私が交通事故なんて起こすはずがない。」とでも思っているのでしょうか。

交通マナーの遵守については、引き続き学校でも指導しますが家庭でも指導をお願いします。